

か。

答 商工会議所が行う事業なので、商工会議所の会員になるのが条件となっている。

問 商工会議所の会員が少なくなっており、市が助成制度をつくって、会員でない事業者にも幅広く助成をするべきではないか。

答 技術はあるが店舗運営等のノウハウを持たない事業者は多いが、商工会議所は経営のノウハウや専門知識を持ち適切な審査やアドバイスができるので、商工会議所が行う事業に対して補助を出す形ですぐ閉店するようなことがないように、多角的にアドバイスや見守りがなされるが、これらのノウハウを市職員が持つのは難しいので、商工会議所に依頼している。

問 閉まっている店舗が増えている商店街のにぎわい創出支援として、チャレンジショップの活用や新規創業者育成などの取り組みはできないか。

答 空き店舗対策事業は、全国的にはシャッター商店街等の活性化として行われていることが多いが、本市はリニューアルではなく、空き店舗を

流動化して、違う方がそこに入るといって制度でやっている。

消 防 団

問 現在の榎原市消防団員の定数、団員数は。

答 本年4月1日現在、定数259名、団員数238名である。1〜9分団が25名、10分団（女性分団）が30名である。

問 阪神・淡路大震災後に1分団5名ずつ増員したときは、各自治会に市が増員の要請をしたが、今の定数に満たない状況について、自治会に協力の要請はできないか。

答 定員25名に満たない分団は7個分団あり、神武祭のパレード等イベントでの啓発活動をされている。かしはら安心パークや地域での訓練で勧誘活動もされており、それが入った団員もいる。今後さまざまな機会を得て、団員獲得活動を積極的に行いたい。

問 消防団の運営交付金が各分団に15万円出ているが、榎原市消防団運営交付金交付要綱第4条で「分団運営交付金の用途は、消防団の運営活動

に係る費用に充てなければならぬ」とある。かしはら安心パークでは、各分団が輪番で当番に当たっており、昼を越えるときにはお弁当を出さないといけない。また、火事の現場で5、6時間かかる

ときもある。火事は冬に多いので、コーヒーやお茶など、温いものが欲しい。それらは食料費となるが、交付金からは使えるのか。

答 補助金の支出には、公益性、有効性や透明性が求められるが、食料費はどこまで認めるか大変難しい費用である。歳費で報酬として支払った中から食料に当たる部分の支出をお願いしたいというのが基本的な考え方である。火災現場等、特殊な事情は一定の配慮をすべきと思うが、基本的に食料費はごく限定的に運用されるべきと考えており、現在、消防団の運営交付金の食料費は飲み物だけとしている。平成22年12月に榎原市消防団条例を改正して団員への費用弁償を新たに創設し、火災や水防への出動や会議等に対して支出しているが、費用弁償に食料費も含まれると解釈していただきたい。

に係る費用に充てなければならぬ」とある。かしはら安心パークでは、各分団が輪番で当番に当たっており、昼を越えるときにはお弁当を出さないといけない。また、火事の現場で5、6時間かかるときもある。火事は冬に多いので、コーヒーやお茶など、温いものが欲しい。それらは食料費となるが、交付金からは使えるのか。



かしはら安心パーク

問 昨年12月に消防団員の定

年が65歳から68歳に延びたが、退職報償金は勤務年数で5年ごとに、5年以上10年未満、10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満、25年以上30年未満、30年以上と区分されている。仮に20歳から68歳の定年まで48年務めても、30年以上で退職金は変わらないが、長く頑張ってきた人を大事にしてほしい。法律的に変えることができないなら仕方ないが、何か手だてがあれば考えてもらいたい。

答 消防組織法及び榎原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例で定められており、消防団を有する全ての自治体が同様に条例を定めている。30年以上は退職

金と同額になるが、支給の基準は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律及び同施行令で定められており、本市も同様にこれに従って支給していく。

一般質問 廣井 一隆 (練政)

榎原市の 防災システム

問 市の防災システムは災害発生時の市民への情報伝達手段のメールと、職員間や関係機関との連絡通信網の2つであるが、緊急性を要する市民への情報伝達手段として、どう考えているのか。

答 市民への災害時情報伝達手段の1つに、携帯電話等の所有者が事前登録することで、防災情報を受信できる安全・安心メールを活用しており、約7,500人登録している。市職員や消防団員の参集や情報提供用の参集メールは、1,240人登録している。各携帯電話事業者が運用するエリアメールは、特段の手続なく、